

遺品整理を後回しにするなかれ

皆さんは「遺品整理」について考えたことがあるでしょうか。

人の死後、遺族はお葬式や相続税の申告といったさまざまなことを行わなければなりません。故人が残したものを遺族が整理・処分する遺品整理もそのひとつです。

遺族が遺品を整理しきれないと判断した場合、遺品整理の専門業者に頼むことになり、その依頼は、孤独死に伴う「特殊清掃」のように急を要するケースを除き、気持的にある程度落ち着いてきたタイミングで行う人がほとんどです。

しかし、相続の諸手続きを終えた後など時期が遅くなつ

てから遺品整理にとりかかると、面倒なことになる可能性がある。なので注意が必要です。

相続の諸手続きの際に、金庫内などは確認すると思いますが、意外なところに財産が残されていることがあります。遺族が見逃してしまうケースは少なくありません。特に家族と離れて暮らしている人は、家族がどんな財産を持ち、どのように生活しているかわからないために、そのようなことが多いようです。私が知っている事例を紹介すると、米びつから1500万円の現金が見つかったことがあります。またマッサージチェアのなかから4千万円の現金が発見されたこともあります。ほ

かにも、貴金属や宝飾品など小さくて高価なものが遺品整理で見つかることがあります。素人目ではその価値がわからないものも出てきます。

相続税の申告時に把握していないなかつた品物が遺品整理で見つかった場合、財産評価額が課税対象になる額かどうかを改めて確認する必要があります。死後5年以内に見つかった財産は相続税の課税対象となります。すでに相続手続き



木村 栄治

遺品整理士認定協会
理事長

を一度終えている場合は改めて申請しなければいけません。なお、指輪などの財産を見つけた後、売却や税務申告をする際に専門家の査定を受けることになりませんが、査定価格は専門家によって大きく異なることがあります。本来の価格より格段に低い価格を提示する悪徳業者もいるので注意してください。

遺品整理で遺言書が見つかったときの手続きにも注意が必要です。人によっては生前に遺言書を何通も書いていたり、家族に遺言書の存在を知らせていなかったりすることがあり、遺品整理の際に遺言書が発見されることは珍しくありません。遺産分割協議の後に遺言書が見つかる、財産の分け方を改めて話し合わなければならなくなります。遺品整理に早めに着手すればするほどそうした事態を避けられる可能性が高まります。

遺言書が発見したときに気を付けるべき点は、相続人や知人が保管していたものや銀行などの貸金庫に入っていたものも含め、発見したら決して勝手な判断で開けてはならず、必ず家庭裁判所の「検認」という手続きのなかで開封しないと確認しなければなりません。検認をせず勝手に開封すると、内容の改ざんを疑われてしまうほか、5万円以内の罰金刑が課せられるので、中身をみたいという気持ちは抑えて手続きをしてください。

財産を持っている人は、自分の死後に残される人が困らないように対応してほしいものです。また残された人は、遺品整理にとりかかるのが遅くなればなるほどトラブルになるおそれがあるので、なるべく後回しにしないことが大切です。遺品整理業者が増えた昨今、昔と比べて遺品整理業務を依頼しやすくなっているため、外部の力を借りながら相続を乗り切りましょう。

きむら・えいじ 親の遺品整理の際に業者のずさんな対応を目の当たりにし、一般社団法人遺品整理士認定協会を2011年に設立。業界の健全化を目的に「遺品整理士養成講座」を運営している。入会者は今年で2万人を突破。